

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「まで」の下に「（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第四条の規定により採用された短時間勤務職員にあっては、三十二時間まで）」を加える。

第三条、第四条第二項、第八条第一項、第十二条第一項各号及び第十八条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十六号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、支度料」を削り、同条中第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二条中「本条」を「この条」に、「急行料金及び」を「、急行料金及び」に改め、同条第二号中「二以上」を「二」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十七条第一項中「別表第四の定額による」を「十一級及び十級の職務にある者については五十二万円、九級及び八級の職務にある者については四十九万円、七級及び六級の職務にある者については四十六万円、五級以下の職務にある者については四十万円とする」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第三十八条中「並びに入出国税」を「、入出国税その他知事が別に定めるもの」に改める。
別表第四を削る。

（県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正）

第二条 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、職務」を「職務」に改め、同条第二項中「及び別表第三」を削る。

第五条中「、議会」を「議会」に、「又は」を「又は」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とする。

(知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第三条 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「及び別表第四」を削る。

食卓料 (一夜につき)	死亡手当
七、七〇〇円	六四〇、〇〇〇円

に改める。

食卓料 (一夜につき)	死亡手当
七、七〇〇円	六四〇、〇〇〇円

別表第三中「及び食卓料」を「、食卓料及び死亡手当」に、

食卓料 (一夜につき)	
七、七〇〇円	

を

食卓料 (一夜につき)	死亡手当
七、七〇〇円	死亡手当

に改める。

別表第四を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例、県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第五十七号

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 前条の場合において、退職給の請求及び支給の請求をすべき同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
附則に次の二項を加える。

（退職一時金等を受けたことのある者に係る退職年金又は遺族年金の年額についての特例）

7 平成十七年三月三十一日以前に給与事由の生じた退職年金又は遺族年金で、第二十七条、秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十八年秋田県条例第四十二号）附則第三条第四項その他の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定により、退職一時金又は遺族一時金を受けたことにより一定額を控除した額をもつてその年額としているものについては、平成十七年四月分以降は、当該控除をしない額をもつてその年額とする。

（職権改定）

8 前項の規定による退職年金又は遺族年金の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例附則第七項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

秋田県県税条例の一部を改正する条例

平成十七年七月八日

秋田県条例第五十八号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第一四四号）の一部を次のように改正する。

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

第九十五条第二項中「であつて、地域振興局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた書類に係る」を「又は当該書類に記載されている事項を法施行規則第二十五条第四項に規定する装置により」に改め、「第一百九十二条において同じ。）」の下に「に記録する場合であつて、地域振興局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた書類に係る電磁的記録」を加える。

第一百二十七条第二項中「、第十二条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県の区域内から県内に変更された場合に限る。以下同じ。）」を削り、

同条第三項中「、第十二条」を削る。

第一百七十四条の八後段を削る。

附則第九条第一項中「の間、」の下に「県民税の」を加え、「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附則第十条第四項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第十二条第一項中「の間、」の下に「県民税の」を加え、「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附則第十二条の二第一項中「の間、」の下に「県民税の」を加え、「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「及び次項並びに附則第十二条の二の三」を「、次条第二項及び附則第十二条の二の四」に、「次項及び第六項、次条第一項並びに附則第十二条の二の三」を「、次条第二項及び第四項」を「次項及び第三項」に、「、次項及び第六項並びに次条第一項」を「及び第五項並びに附則第十二条の二の三」に、「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「所得割」を「県民税の所得割」に、「第三十七条の十第四項各号」を「第三十七条の十第三項各号」に、「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「所得割」を「県民税の所得割」に、「第三十七条の十第五項」を「第三十七条の十第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項第一号中「第三十七条の十第七項第四号」を「第三十七条の十第六項第四号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二第七項」を「附則第十二条的二第六項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十二条の二の四第三項中「第七項まで及び第十二条の二の二」を「第六項まで及び第十二条の二の三」に、「附則第十二条の二の四第一項」を「附則第十二条の二の五第一項」に、「附則第十二条の二の二第一項」を「附則第十二条の二の三」に改め、「、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」と」を削り、同条を附則第十二条の二の五とする。

附則第十二条の二の三第一項中「所得割」を「県民税の所得割」に改め、「（以下この条において「特定口座」という。）」を削り、「同法第三十七条の十一の三第三項第二号」を「同条第三項第二号」に、「附則第十八条の三第一項」を「附則第十八条の四第一項」に改め、同条第二項中「証券取引法」を「信用取引等（信用取引（証券取引法）に、「信用取引又は」を「信用取引をいう。）又は」に改め、「（以下この項において「有価証券」という。）」を削り、「取引をいう。」（「を「ものをいう。」をいう。」に、「信用取引等」という。）を行う」を「同じ。」を行う「県民税の」に改め、「信用取引等を」の下に「同項第一号に規定する」を加え、「附則第十八条の三第二項」を「附則第十八条の四第二項」に、「同条第二項」を「同法第

三十七条の十一の三第二項」に改め、同条を附則第十二条の二の四とする。

附則第十二条の二の二第一項中「並びに附則第十二条の二の四第二項」を「及び附則第十二条の二の五第二項」に改め、「（これに類するものとして令附則第十八条の二第一項に規定するものを含む。以下この項、次条、附則第十二条の二の四第一項並びに第十二条の三第四項において同じ。）」を削り、「前条第一項前段」を「附則第十二条の二第一項前段」に、「附則第十八条の二第二項」を「附則第十八条の三第一項」に改め、「及び次項」を削り、「同条第八項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第十二条の二の三とし、附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十二条の二の二 県民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第一項に規定する金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第十八条の二第二項に規定するものを含む。以下この項、次条及び附則第十二条の二の四において同じ。）をした場合には、令附則第十八条の二第三項に規定するところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

3 第一項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第十二条の三第二項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第五項中「第七項まで及び附則第十二条の二の二」を「第六項まで及び第十二条の二の三」に、「附則第十二条の二の二第一項」を「附則第十二条の二の二」に改め、「、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」と」を削り、同条第六項第一号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十三の二第一項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に、「有価証券業者」を「証券業者」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十二条の五の次に次の二条を加える。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第十二条の六 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第三十七条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。

2 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前項に規定する者に係る第三十七条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「六百円」とする。

(県民税の所得割の額の特例)

第十二条の七 平成十八年度分の県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割（分離課税に係る所得割を除く。以下この条において同じ。）については、この条例の規定中所得割に関する部分（第三十六条の三を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除する。この場合における同条の規定の適用については、同条中「第三十五条、第三十五条の二及び前条」とあるのは、「附則第十二条の七第一項」とする。

2 平成十九年度分の県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で前項に規定するものの所得割については、この条例の規定中所得割に関する部分（第三十六条の三を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除する。この場合における同条の規定の適用については、同条中「第三十五条、第三十五条の二及び前条」とあるのは、「附則第十二条の七第二項」とする。

附則第十三条第二項中「（平成十年法律第百五号）」及び「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

附則第二十二条第三項中「第二条第十項」を「第二条第十四項」に改め、同条第八項中「令附則第十六条の二の六第七項」を「バス、トラックその他の法施行規則附則第十二条の二の三第五項」に改め、「取得」の下に「第二項、」を加え、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一を」に改め、同項各号を削る。

附則第二十五条第四項中「百分の十五」を「百分の七・五」に、「又は」を「又は」に、「四万円」を「二万円」に改め、同項各号中「又は」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。